

科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）研究成果報告書

平成 25 年 6 月 28 日現在

機関番号：33102
 研究種目：若手研究（B）
 研究期間：2011～2012
 課題番号：23730175
 研究課題名（和文）国際人道法に基づく戦争責任と戦後補償責任の日本国内での内包化過程
 研究課題名（英文）Norm Internalization through Transnational Legal Process: The Case of Individual Compensation for the Former Wartime Comfort Women
 研究代表者 熊谷奈緒子（KUMAGAI, NAOKO）
 国際大学・国際関係学研究科・講師
 研究者番号：10598668

研究成果の概要（和文）：この研究はアジア女性基金を戦争責任のディスコースの中で位置づけることで、戦後65年余りを経ても今だに争点となっている戦争責任の性質、果たし方という問題の根底に横たわる要素を明らかにした。その要素とは、保守派、リベラル双方がそれぞれに持つ日本国の概念を基盤とした存在論的安心（ontological security）が硬直化しているため、有意義な議論が行われていないということである。

具体的には当研究はアジア女性基金による元「慰安婦」への官民共同の道義補償事業への評価を対象とした。アジア女性基金の「官民」共同での「道義的」補償という考えが各派の拠って立つ存在論的安心を脅かすと各派が警戒したため、客観的歴史事実に基づく対話（基金の各派の対話）でさえ困難になり、終にはアジア女性基金の官民共同の道義的補償事業の意義についての国内での合意が不可能になり、それによりアジア女性基金の道義的補償の信頼性に対して一部の元「慰安婦」と彼女らの支援団体が疑念を持ち、補償を拒否するという事態になったことを明らかにした。

この研究には2つの学問的貢献がある。第一に、官民共同での道義的補償という国内的にも国際的にも新しい形での補償を提示したアジア女性基金の研究という未だ初期段階にある研究対象を扱い、第二に、戦争責任論争を国際人道規範の内包化過程と位置づけることによって、日本の戦争責任の問題を国際関係の枠組みの中で、具体的にはコンストラクティヴィズムの中における存在論的安心の概念の役割を通じて明らかにした。

研究成果の概要（英文）：This research critically assesses the Asian Women's Fund in the context of Japan's war responsibility, which issue is yet to be resolved even more than sixty-five years after the end of the Second World War. In particular, this research focused on the Fund's joint project of the Japanese government and Japanese people for ethical compensation for former comfort women. The main research question was the reason for the limited success of the joint project and the research clarified that both the conservatives' and the liberals' rigid ontological security, based on their respective images of Japan, controlled their interpretations of the public-private partnership compensation project and thus hampered the operation of the compensation project.

Both the conservatives and the liberals perceived that the Fund's joint ethical compensation project both by the Japanese government and the Japanese people would threaten their respective ontological security. This led to their irrational and manipulative interpretations of the compensation projects and then to their opposition to the Asian Women's Fund's compensation project. This domestic discursive disturbance reduced the credibility of the project, thus leading to some former comfort women's rejection to receive compensation from the Fund.

This research's two main contributions are as follows: (1). the research of the relatively new academic subject of the Asian Women's Fund in the context of Japan's war responsibility; (2). The sophistication of the constructivist approach in international relations scholarship through the clarification of the mechanism of norm internalization.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
交付決定額	2,000,000	600,000	2,600,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：政治学・国際関係論

キーワード：アジア女性基金、戦後補償、戦争責任、存在論的安

1. 研究開始当初の背景

本研究の背景は、日本の戦争責任と戦後補償について、日本国民の間での統一的な見解が戦後 65 年を経ても形成されていないことが日本国内外で法的政治的社会的に問題をおこしていることに研究者が懸念を抱いたことにある。

2. 研究の目的

この研究は、この事態を打開する指針を考えるためにこの事態が生じている理由を明らかにすることを目的とした。学問的には、戦争責任、戦後補償の国内の見解の統一の過程を国際人道法の内包化の過程と理解して、現状をその停滞として捉え、その原因を「解釈主体」間の連携の弱さゆえの「解釈共同体 (Interpretive Community)」の機能の問題にあると仮定し、その研究を行うことを目的とした。

3. 研究の方法

研究者は研究対象をアジア女性基金による元「慰安婦」への官民共同での道義的補償事業への賛否の議論に絞り、アジア女性基金による当該事業が限られた成功に終わった原因に焦点を当てて分析した。まず、元「慰安婦」の証言や慰安所の実態を慰安婦関連の資料館訪問や書籍を通じて収集し、そうした「慰安婦」や慰安所の実態という事実に基づいて、アジア女性基金と基金反対各派（保守派とリベラル）の「慰安婦」問題への理解や取り組みを相対的に把握した。その上で、アジア女性基金が構想され実際に活動した 1995 年から 2007 年までの期間における、各派のアジア女性基金による個人補償プロジェクトについての議論の分析を行った。議論分析は関連資料や関係者インタビューに加えて、3,600 名を対象としたサーベイによる実証研究によっても補強された。

4. 研究成果

この研究は、アジア女性基金の官民共同での道義的補償事業をめぐる議論の停滞は、「解釈の共同体」内での対話がそもそも機能しなかったことにあることを明らかにした。そしてその機能不全の原因に「解釈主体」として存在する一部の保守派と一部のリベラルが持つ硬直した「存在論的安心 (Ontological

Security)」に基づくものであることを解明した。

研究における各段階ごとの解明は以下の通りである。

- ① 戦争責任や個人補償に関わる弁護士や活動家、学者の相互関係を既存の文献やインタビューから調べることで、保守派とリベラルという「解釈の共同体」が存在することを実証した。
- ② さらに「解釈の共同体」に積極的に関わっていない日本の一般市民が「解釈主体」として存在していないことも明らかにした。一般的市民の受動的態度として、「極端な犠牲者観」と「責任論に結びつかない不明瞭な罪悪感」の共存が見られることを確認した。
- ③ アジア女性基金の官民共同での個人補償プロジェクトに関わる「解釈の共同体」の二大「解釈主体」である保守派とリベラル双方の存在論的安心 (Ontological Security) の根底には双方がそれぞれ持つ日本の概念が存在すること、そしてその存在論的安心が硬直していることを、双方の議論の分析から明らかにした。
- ④ そしてその双方の議論は、「慰安婦」制度や元「慰安婦」のおかれた現実の客観的事実の恣意的解釈を生み、双方それぞれによる根強いアジア女性基金批判と繋がったことを明らかにした。
- ⑤ 最終的には、この事態において、アジア女性基金の官民共同の道義的補償事業の意義について両派から国内的統一理解を得ることも不可能になり、アジア女性基金の道義的補償事業の意義を元「慰安婦」や彼女らの支援団体に国際的に伝えることも難しくなった、ということが明らかになった。

今後の研究としては硬直した存在論的安心をいかに軟化させ、戦争責任に関する有意義な議論を国内で展開させるかを明らかにする必要がある。さらには、研究前半で明らか

になった、保守とリベラルの間に存在し、「極端な犠牲者観」と「責任論に結びつかない不明瞭な罪悪感」をもつ一般市民という日本国内のグループの受動性の要因の研究も行いたい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線) 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 1 件)

“Japan’s Self-Centered Reflection upon the Asia-Pacific War,” *Journal of Political Criticism*, Vol. 9, 2011, pp. 27-47. Non-refereed.

[学会発表] (計 2 件)

① “Irreconcilable Cleavage over the Asian Women’s Fund: Domestic Discourse over the True Identity of Japan in War Responsibility,” Workshop “China, World War II, and the Politics of Memory” at the University of Hong Kong, April 3, 2013-April 5, 2013.

② 「アジア女性基金の批判的解明」
日本国際政治学会 2013年10月25日－27日

[図書] (計 0 件)

[産業財産権]

○出願状況 (計 0 件)

名称 :

発明者 :

権利者 :

種類 :

番号 :

出願年月日 :

国内外の別 :

○取得状況 (計 0 件)

名称 :

発明者 :

権利者 :

種類 :

番号 :

取得年月日 :

国内外の別 :

[その他]

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

熊谷 奈緒子 (KUMAGAI, NAOKO)

国際大学・国際関係学研究科・講師

研究者番号 : 10598668

(2) 研究分担者

(0)

研究者番号 :

(3) 連携研究者

(0)

研究者番号 :